

松本市松原第6町会弔慰金規定

第1条 松本市松原第6町会規約施行規程第26条第1項による会員及びその同一世帯員の葬儀に際しておくる香典の金額は、10,000円とし、お返しは辞退するものとする。

第2条 この規定の変更は、総会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この改定規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この改定規定は、平成26年4月1日から施行する。